

**マイナンバーカード交付時に
むさし嵐丸グッズ等プレゼント**

▼問合せ 町民課
☎62-2154

マイナンバーカード交付時に、むさし嵐丸のクリアファイル等をプレゼントしています。(数に限りがあります)
申請用の顔写真撮影を無料でを行い、一人10分程度で申請書の作成が完了します。
住民票等のコンビニ交付、健康保険証としての利用など便利なサービスが増えていますので、この機会にぜひマイナンバーカードをつくりましょう。



左から、①むさし嵐丸クリアファイル(A4)
②ドラえもんクリアファイル(A4) ③切り抜きシール

マイナンバーカードの手続きのための特別開庁を実施します

▼問合せ 町民課
☎62-2154

平日の時間内に来庁できない方へ、マイナンバーカードの申請、受領、電子証明書の更新業務を行います。窓口で申請用の写真撮影のサービスも行います。(無料)

日時 2月5日(土)・19日(土)
8時30分～12時
2月10日(木)・24日(木)
17時15分～19時

※できるだけ事前にお電話で予約をお願いいたします。予約のない方は待ち時間が長くなる場合があります。
※特別開庁時は、通常の窓口業務(住民票等証明書の発行や住民異動の手続き)はできません

**「役場確定申告会場」内で
マイナンバーカードの
申請受付を行います**

▼問合せ 町民課
☎62-2154

日時 2月16日(水)～3月15日(火)
8時40分～12時・13時～15時

**トラスト保全地の散策と
シイタケの「マ」打ちを楽しもう**

▼問合せ 環境課
☎62-0719

日時 3月5日(土)10時～14時
場所 武蔵嵐山溪谷周辺樹林地
(緑のトラスト保全第3号地)

費用 一般500円・協会員300円
申込み 定員100名抽選、2月15日(火)消印有効、往復はがきに

- ①代表者の氏名②住所③電話番号
 - ④参加者全員の名前・学年
 - ⑤会員一般の別
 - ⑥集合場所(武蔵嵐山駅または嵐山直売所)
- を明記し送付してください。

送付先 (公財) さいたま緑のトラスト協会

(〒330-0063さいたま市浦和区高砂3-12-9埼玉県農林会館内)
※応募締切り後、抽選のうえ返信はがきにてご案内します。

伐採木の配布について

▼問合せ 環境課
☎62-0719

里山の伐採更新に伴って発生した伐採木の配布を行います。
日時 2月19日(土)9時～12時

持ち物
・運転免許証等の本人確認書類
・通知カード
・個人番号カード交付申請書
(見つからない場合はご予約時に申し出てください)
写真撮影無料で確定申告の待ち時間に10分程度で申請できます。
※申請後、カードができるまで1か月程度かかります
上が通知カード 下が交付申請書



**薪ストーブ・ペレットストーブ
をご利用の方へのお願**

▼問合せ 環境課
☎62-0719

薪や木質ペレット等の木質バイオマス燃料とするストーブは、化石燃料を使用しないため、環境に配慮しており、森林資源を活かすことにつながります。

一方で正しく使用しないと大気や健康に影響を及ぼし、ご近所トラブルの原因となってしまうことがあります。

です。消防署に事前に届け出を出したり、近所の方へ話をし理解を得るなど対策をとってください。

「燃やす」以外の対処法を検討
稲わらのすき込み等有効活用を考
え、燃やす量を減らしましょう。

野焼きの際の注意事項

- ・畑の周囲の方に事前に話をする。
- ・天気予報を確認。乾燥注意報や強風の予報のある日は行わない。
- ・緊急時の通報ができるよう、必ず携帯電話等を持ち歩く。
- ・燃えにくい衣服で実施する。
- ・水を準備する。
- ・複数人で実施し、火から目を離さないようにする。
- ・周囲の燃えやすい草等は事前に刈り取り、延焼に注意する。
- ・草木はよく乾かし煙の発生量を抑える。少しづつ燃やし、煙や臭いで近所迷惑とならない程度の量にする。
- ・他人の敷地、道路等にはみ出さない。
- ・風向きや強さ、時間帯を考慮する。
- ・夜間や早朝は焼かない。

**都市計画法改正に伴う区域の
変更について**

▼問合せ まちづくり整備課
☎62-0721

国では、近年の激甚化・頻発化する自然災害を踏まえ、都市計画法を改正

ご利用の方は煙や臭いが周辺の迷惑になつていないか常に配慮し、正しく安全に利用しましょう。

- ・薪やペレットは化学処理されていないよく乾いたものを使用し、う。(防腐処理された木材や食物残さ、プラスチック類は使用してはいけません)
- ・ドアガラスや受け皿など定期的に清掃しましょう。
- ・冬季后には、炉内や煙突等の清掃・点検を実施しましょう。

※メンテナンスについては、取扱説明書をよく読み実施してください。専門的なメンテナンスはストーブ購入店などに問合せください。

**お出かけする夢を諦めていませんか
介護付きで外出を全面サポート!**

やなぎ社会福祉士事務所

事務所：0493-73-0085
携帯電話：090-7188-7786

広告

し、法第34条第11号及び第12号区域から除外する土砂災害警戒区域等の災害リスクが高い区域が明確化されました。町では災害リスクが高い区域と重複する11号及び12号区域については、当該区域から除外しました。変更後の区域の適用は令和4年4月1日からになります。

また、この変更により、嵐山町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例第6条及び第7条の改正を行いました。

詳細は町ホームページまたはまちづくり整備課で確認できます。

**開発許可等の基準に関する条例
の改正について**

▼問合せ まちづくり整備課
☎62-0721

嵐山町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例第5条が改正されました。現在、11号区域の予定建築物は「第二種低層住居専用地域内に建築することができる建築物」です。改正により「長屋、共同住宅、寄宿舎及び下宿」が除かれました。
詳細は町ホームページまたはまちづくり整備課で確認できます。